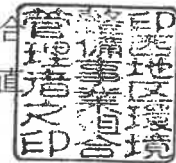




印 環 第 2 5 1 号  
平成 3 0 年 4 月 1 1 日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島原子力補償相談室 公共補償センター 御中

印西地区環境整備事業組合  
管理者 板 倉 正 直



### 原子力損害賠償について

当組合放射性物質対策事業の推進にあたり、深い御理解を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、標記につきましては、貴社、平成 30 年 1 月 26 日付け原子力損害賠償のご請求に関するご案内により、「平成 29 年度以降の混合灰運搬処理（人工砂）業務委託費用についてはご請求いただきましてもご要望に応じることは難しいものと思料いたします。」との申し入れがございました。

既にご案内のとおり、当組合の印西地区一般廃棄物最終処分場は施設周辺に居住される皆様の深い御理解と御協力の下設置したもので、開設以来安定した事業運営を行ってまいりましたが、貴社発電所事故発生後の事故由来放射性物質に汚染された焼却灰の処理については、極めて厳しい事業運営を余儀なくされているところでございます。

焼却灰の事故由来放射性物質の濃度は全般的に通減している状況ではございますが、周辺住民の皆様にとっては、放射性物質の健康被害に関する不安や周辺地区に対する風評被害による懸念は未だ払拭されていないことから、当組合といたしましても、国の焼却灰埋立基準や科学的根拠に基づく身体への影響など、その安全性について丁寧にご説明を続けておりますが、特に焼却飛灰を通常処理することができない状況は現在も続いております。

しかしながら、このような状況下にあっても当印西地区の生活環境の保全を図り、安全・安定的なごみ処理を行わなければならない、県外施設での焼却灰の処理を行わざるを得ないことは、貴社発電所の事故と相当な因果関係は現在も存在しているものと認識しております。

つきましては、焼却灰の処理が一日も早く本来の処理体制に戻れるよう周辺住民の皆様に対し、鋭意ご説明を続けているところでございますので、皆様の御理解が得られるまでの間、引き続き放射性物質対策事業の推進に何卒深い御理解を賜りますようお願い申し上げます。